

通知番号

緊急収容通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

(印)

関税法第79条第2項の規定により、下記貨物は同条第1項所定の期間にかかる
う収容したので通知します。

記

記号及び番号	品名	個数	数量	緊急収容の事由
現在ある場所				

(注) 1. 関税法第79条第2項「前項各号に掲げる貨物が生活力を有する動植物であるとき、腐敗し、若しくは変質したとき、腐敗若しくは変質の虞があるとき、又は他の外国貨物を害する虞があるときは、同項各号の掲げる期間は、短縮することができます。」

2. 収容貨物は、原則として収容の日から4月を経過したとき公売又は売却されますが、上記の貨物については、特に4月を待たないで公売又は売却されることがあります。その場合は改めて通知します。

(規格A4)